

会 議 結 果 報 告 書

令和8年6月19日

会議の名称	令和8年度 第1回 舞鶴市都市計画審議会	
種別	☒ 附 属 機 関 ☐ 懇 話 会 等	
開催日時	令和8年5月22日（金） 15時00分 ～	
開催場所	舞鶴市役所 議員協議会室	
出席者	19 名	
議題	○web会議システムを利用した舞鶴市都市計画審議会の出席等の取扱 ○都市計画マスタープラン検討委員会の設置 ○東地区まちづくりビジョン（舞鶴まちなか高専構想） ○舞鶴都市計画 特定用途誘導地区（伊佐津地区） ○伝統的建造物群保存地区（吉原地区）	
公開の区分	☒ 公 開	
	☐ 部分公開	[理由]
傍聴者数	4 名	
審議結果 及び 主な意見等	別紙議事録のとおり	
会議録の作成様式	☐ 詳 細 ☒ 要 約	
備考		

担当課	舞鶴市 建設部 都市計画課 TEL (0773) 66- 1048
-----	--------------------------------------

令和8年度 第56回舞鶴市都市計画審議会
＜議事録：概要版＞

□日 時：令和8年5月22日（金）15時～

□場 所：舞鶴市役所 議員協議会室

□委 員：

【出席】 19名

舞鶴市農業委員会会長

立命館大学教授

舞鶴工業高等専門学校教授

舞鶴市社会福祉協議会会長

舞鶴商工会議所会頭

京都市中丹広域振興局建設部中丹東土木事務所長

代理出席 技術次長

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長

代理出席 副所長

国土交通省近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長

代理出席 副所長

京都市中丹広域振興局農林商工部長

代理出席 農商工連携・推進課参事

京都府舞鶴警察署長

特定非営利活動法人まいづるネットワークの会副理事長

舞鶴自治連・区長連協議会会長

公益社団法人舞鶴青年会議所元理事長

特定非営利活動法人難民を助ける会西日本担当理事

舞鶴市議会議員

舞鶴市議会議員

舞鶴市議会委員

舞鶴市議会議員

舞鶴市議会議員

今田 壽孝

岡井 有佳

尾上 亮介

荻野 隆三

嵯峨根 仁史

市原 隆

吉岡 浩昭

松岡 一成

稲垣 茂人

橋本 亮介

中官 利之

碓 伸二

志多野 洋子

枳田 栄次

上野 和美

福本 清

森 孝文

鷺田 マリ

上羽 和幸

小西 洋一

谷川 眞司

田畑 篤子

西村 正之

□報告事項

「web会議システムを利用した舞鶴市都市計画審議会の出席等の取扱について」

「舞鶴市都市計画マスタープラン検討委員会の設置について」

「東地区まちづくりビジョン（舞鶴まちなか高専構想）について」

「舞鶴都市計画 特定用途誘導地区（伊佐津地区）

・舞鶴都市計画 伝統的建造物群保存地区（吉原地区）について」

＜開会＞

○市長挨拶

○委員の紹介

○会長選任

○会長挨拶

<報告事項>

- 「web会議システムを利用した舞鶴市都市計画審議会の出席等の取扱いについて」
 - ・事務局から説明
- 【質疑応答・意見交換】※「◆」＝「委員からの質問・意見」、「⇒」＝「事務局の回答」

◆岡井会長

- ・感染症など緊急時のみの利用か。

⇒基本は対面での出席を重視しつつ、出席が困難な場合の対応を含め、会議の円滑な運営のために通常時においてもWeb会議システムを活用したい。

◆岡井会長

次回以降の会議において同システムを運用することとする。

<報告事項>

- 「舞鶴市都市計画マスタープラン検討委員会の設置について」
 - 「東地区まちづくりビジョン（舞鶴まちなか高専構想）について」
 - ・事務局から説明
- 【質疑応答・意見交換】※「◆」＝「委員からの質問・意見」、「⇒」＝「事務局の回答」

◆上野委員

- ・「東地区まちづくりビジョン」のプロセスについて、PPPプレサウンディングとは何か。

⇒官民連携による民間活力を導入するための調査。

- ・民間とは、舞鶴市内か全国か。

⇒全国。

◆鷺田委員

- ・PPPプレサウンディングは特定の企業に依頼するのか。

⇒設計コンサルタントとの契約を予定している。まちづくり会議の運営サポートと合わせて、業務の中で実施してもらう。

◆谷川委員

- ・「舞鶴まちなか高専構想」について、高専の具体的な誘導の仕方など、12月を目処に議論を進めるとのことだが、そのことは都市計画マスタープランや東地区まちづくりビジョンに反映されるのか。

⇒都市計画マスタープランはこれまでも「コンパクトシティ+ネットワーク」の方針を掲げてきた計画であり、今回の改定では基本的にこの方針は変えない。

東地区まちづくりビジョンは高専を軸とした新しい東地区のまちの姿を描くものであり、高専と進める具体的な議論の内容を踏まえながら策定を進める。

◆上羽委員

- ・「都市計画マスタープラン、東地区まちづくりビジョン」のプロセスについて、この2つは完成時期が異なるが、どうやって整合を図ろうと考えているのか。

⇒マスタープランは都市計画法に基づく基本計画のため、改定には法定手続きを踏む必要があり、完成はどうしても8月頃となる。完成時期にずれはあるが、まちなかの賑わい創出という共通の方向性のもと、相互に整合を図りながら並行して検討を進める。

◆岡井会長

- ・マスタープランが都市空間を扱う最上位計画であり、まちづくりビジョンはその下位のものとなるため、方向性の合致は必須。整合がとれるよう相互に管理しながら策定する。
- ・「舞鶴市都市計画マスタープラン検討委員会」については、舞鶴市都市計画審議会内に、舞鶴市都市計画マスタープランの改定を検討する委員会を設置して、舞鶴市都市計画審議会条例第5条で委嘱された臨時委員11名の皆様と検討を進める。
- ・「東地区まちづくりビジョン」については、今後のまちづくりを進めるための実行計画となるものであるため、いろんな視点でのご意見を反映した計画となることを期待している。市民の方や関連する団体の意見を聞きながら、（特に舞鶴高専の学生）いろんな意見を聞き、それが反映できるような計画であるといい。

<報告事項>

- 「舞鶴都市計画 特定用途誘導地区（伊佐津地区）、
舞鶴都市計画 伝統的建造物群保存地区（吉原地区）について」
- ・事務局から説明
- 【質疑応答・意見交換】※「◆」＝「委員からの質問・意見」、「⇒」＝「事務局の回答」

◆岡井会長

- ・特定用途誘導地区について、緩和条例における店舗面積の上限が30,000㎡ということだが、「目標とする」という表現について、これは30,000㎡以下であれば良いということか、30,000㎡の建築を目指しているのか。
⇒将来的な事業展開の柔軟性を確保するための上限設定であり、直ちに当該規模の建築が予定されているわけではない。
- ・伝統的建造物群保存地区について、今後、より保全の重要性が高い「重要伝統的建造物群保存地区」への選定を目指していく。また、現在の建物を維持するにあたり、現行の建築基準法に適合させることで景観が損なわれる恐れがある。安全性に配慮しつつ、基準の緩和等を通じて吉原地区のまちなみを次世代へ継承できるよう検討されたい。
- ・本地区の歴史的価値を保存し、舞鶴市の貴重な財産として、将来的には重要伝統的建造物群保存地区に選定されることを期待する。

<職務代理者の選出>

→尾上委員了承済。

<閉会>

- 建設部長挨拶